

○現場鑑識実施要綱の制定について（概要）

（平成 15 年 10 月 20 日 例規第 41 号 神鑑発第 532 号）

最終改正 平成 18 年 3 月 24 日 例規第 20 号 神務発第 548 号

この通達は、公判廷の場における証拠資料の取扱いが厳密となり、ち密に立証措置を施した現場資料の収集が求められていることにかんがみ、重要特異事件及び事件の発生地を管轄する警察署において現場鑑識を実施する事件が発生した場合における現場鑑識の実施に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 総則
- 体制
- 派遣要請
- 現場保存
- 現場観察
- 現場鑑識活動
- 突発重大事件に係る特則

等である。